

◇ 特別寄稿 ◇

台湾民法改正の最新動向（1）

台湾民法改正の最新動向： 特別寄稿に寄せて

2022年11月19日（土）に衣笠キャンパスにおいて、対面とオンライン（Zoom）のハイブリッドで、台湾民法改正の最新動向に関する国際学術シンポジウムが開催されたが、本特別寄稿はシンポジウムの報告やコメントに加筆修正を行ったものである。

台湾で民法（債権法）改正が進められているが、草案のたたき台を作成した憲法裁判所判事や民法学者がシンポジウムで報告を行い、日本側からは日本法の視点や中国法の視点からコメントを行った。山下善弘氏（静岡大学客員教授・静岡県弁護士会所属弁護士）の卓越した司会進行で、シンポジウムは成功裏に終了したが、報告者やコメンテーターをはじめ、開会の辞をいただいた足立研幾氏（立命館大学国際地域研究所所長）や閉会の辞をいただいた徳田昭雄氏（立命館大学副学長）、シンポジウムの開催に多大なご支援をいただいた国際地域研究所、静岡県弁護士会、静岡大学デジタル社会における法的対応研究所にも感謝を申し上げたい。

シンポジウムの概要は、以下の通りである。まず、詹森林氏（憲法裁判所判事）の「比較法と台湾民法の改正」に関する報告であるが、ドイツ法、スイス法、CISG、PECL、UNIDROIT PICC、DCFR の影響を指摘するとともに、日本法の継受として、日本民法の債権者代位権（423条）や詐害行為取消権（424条）を参照した台湾民法242条～245条、424条を例に挙げつつ、台湾の裁判所における日本の学説の間接的な影響、日本の判例の影響（例：請求権競合）を指摘した。また、1999年の債権編第一次改正においても、懸賞広告の性質については日本の通説である契約説を採用し

ているほか、優等懸賞広告については日本民法532条を参照し、台湾民法165条の1以下で条文を新設しているが、今次改正も日本の2017年の債権法改正等を意識したものだとしている。

これに対して、朱曄氏（静岡大学サステナビリティセンター教授）がコメントを行ったが、抜本的な大改正に伴って浮上しうる潜在的な課題、中国民法典との比較から見た改正案の特色を明らかにするものであった。

つぎに、陳聡富氏（台湾大学法律学院教授）が「契約違反に対する救済方法の改正」に関する報告を行ったが、債務不履行の類型化から一元化した義務違反概念への変更、契約違反に対する救済を起点とした規範モデルへの転換、予期違約（anticipatory breach）の規定の新設等に言及した。

これに対して、法制審議会民法（債権関係）部会幹事として、日本の債権法改正に直接関与してこられた道垣内弘人氏（専修大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授）が日本民法の視点からコメントを行ったが、救済手段の柔軟化と不完全履行概念の廃棄とには必然的なつながりはないこと、損害賠償義務の発生について、厳格責任か過失責任かを議論するのは生産的ではないこと、「債務者の責めに帰することができない事由による場合」という草案226条但書は、損害賠償についてだけでなく、立証責任の分配についても重要な役割を果たすことを指摘した。

さらに、陳洸岳氏（政治大学法学院准教授）が「解除の改正動向」に関する報告を行ったが、現行法における解除に関する規定に触れた上で、適用上の問題を指摘し、例えば日本民法121条の2第2項や3項のような例外規定を設けるべきか否かについて、日本民法からの示唆を台湾民法改正に生かそうとするものであった。

これに対して、法制審議会民法（債権関係）部会委員として、日本の債権法改正に直接関与してこられた松岡久和氏（立命館大学大学院法務研究科教授・京都大学名誉教授）が日本民法の視点からコメントを行ったが、現在の台湾民法の解除の規律および問題点の議論は、2017年改正前の日本民法の規律や議論状況と重なるところが多いことを指摘し、準用方式は難

解であり、避ける方が良い等のアドバイスも行った。

最後に、小田美佐子が日本民法を意識しつつ、中国民法の視点から、台湾民法改正で重要と位置づけられている予期違約、履行期前の履行拒絶に基づく解除、不安の抗弁権との関係について、総合コメントを行った。

なお、本特別寄稿は二回にわたり掲載することになるが、次号には質疑応答も掲載する予定である。

立命館大学法学部教授

小田美佐子